

小野市の介護保険料

所得段階	各所得段階の対象者	保険料率	令和5年度 ①	令和6年度 ～令和8年度 ②	差額 ②－①
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が<u>80.9万円</u>以下の人	基準額 ×0.285	20,880円	20,520円	-360円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80.9万円</u> を超え120万円以下の人	基準額 ×0.485	34,800円	34,920円	+120円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている人	基準額 ×0.685	48,720円	49,320円	+600円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80.9万円</u> 以下の人	基準額 ×0.9	62,640円	64,800円	+2,160円
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80.9万円</u> を超えている人	1.0 (基準額)	69,600円 (基準額)	72,000円 (基準額)	+2,400円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	83,520円	86,400円	+2,880円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	90,480円	93,600円	+3,120円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	104,400円	108,000円	+3,600円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	118,320円	122,400円	+4,080円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	125,280円	136,800円	+11,520円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	139,200円	151,200円	+12,000円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3		165,600円	+26,400円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4		172,800円	+33,600円

※課税年金収入額とは国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことを指します。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは除きます。
 ※令和7年度より、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1段階、第2段階、第4段階および第5段階の所得基準額が、80万円から80万9千円に変更されました。（下線部分）